

議案第14号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について
行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年3月7日提出

大田原市長 津久井 富雄

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例
(大田原市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第1条 大田原市固定資産評価審査委員会条例(昭和30年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同条第3項中「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第13条第1項」を「行政不服審査法施行令(平成27年政令第391号)第3条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第6条中第3項を第4項とし、同条に次の1項を加える。

5 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならない。

第6条第2項ただし書を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。

第11条第1項中「においては、」の次に「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 主文
- (2) 事案の概要
- (3) 審査申出人及び市長の主張の要旨
- (4) 理由

(大田原市税条例の一部改正)

第2条 大田原市税条例(昭和30年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第18条の2中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(大田原市行政手続条例の一部改正)

第3条 大田原市行政手続条例(平成9年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第10号中「、異議申立て」を削り、「裁決、決定」を「裁決」に改める。

第19条第2項第4号中「ことのある」を削る。

(大田原市情報公開条例の一部改正)

第4条 大田原市情報公開条例(平成13年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第14条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第1項中「決定」の次に「又は情報の公開の請求に係る不作為」を加え、「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定に基づき不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2項を次の

ように改める。

2 情報の公開の請求に対する決定又は情報の公開の請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

第14条第3項を削る。

第14条の次に次の1条を加える。

（審査会への諮問等）

第14条の2 実施機関は、情報の公開の請求に対する決定又は情報の公開の請求に係る不作為について審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく大田原市情報公開審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る情報の全部を公開することとする場合（第11条に規定する第三者から当該情報の公開について反対の意思を表示した意見書が提出されている場合を除く。）

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 実施機関は、大田原市情報公開審査会から第1項の規定による諮問に対して答申があったときは、これを尊重して、遅滞なく当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。

第15条第1項中「前条第1項の不服申立て」を「第14条第1項の審査請求」に改め、同条第2項中「任命」を「委嘱」に改め、同条第4項及び第5項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

（大田原市個人情報保護条例の一部改正）

第5条 大田原市個人情報保護条例（平成14年条例第24号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第4章 不服申立て等（第33条）」

を

「第4章 審査請求等（第33条・第33条の2）」

に改める。

第4章の章名中「不服申立て等」を「審査請求等」に改める。

第33条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第1項中「及び利用停止の請求」を「若しくは利用停止の請求（以下「開示請求等」という。）」に改め、「決定」の次に「又は開示請求等に係る不作為」を加え、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づき不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 個人情報の開示請求等に対する決定又は開示請求等に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

第33条第3項を削る。

第4章中第33条の次に次の1条を加える。

（審査会への諮問等）

第33条の2 実施機関は、個人情報の開示請求等に対する決定又は開示請求等に係る不作為について審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示することとする場合（第22条に規定する第三者から当該個人情報の開示について反対の意思を表示した意見書が提出されている場合を除く。）

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の訂正をすることとする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 実施機関は、審査会から第1項の規定による諮問に対して答申があったときは、これを尊重して、遅滞なく当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。

第34条第1項中「前条第1項の不服申立て」を「第33条第1項の審査請求」に改め、同条第2項中「任命」を「委嘱」に改め、同条第4項及び第5項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

附 則

この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日から施行する。